

## 議会運営の見直し・議会改革検討項目概要版(平成24年度)

番号	検討項目	見直し・議会改革の検討結果、方針
1	会派代表質問の実施時期	会派代表質問は9月定例会とする。但し、平成24年3月定例会は代表質問を行う。
2	議員定数削減	議員定数は次の一般選挙から26人とする。 委員会定数は総務教育9人、健康福祉9人、産業建設8人とする。
3	交渉会派の会派人数の適正	交渉会派は3人以上で構成する会派とする。
4	委員会のライブ映像配信方法の確立	議会運営委員会のライブ映像配信を実施していく。 常任委員会のライブ映像配信を実施していく。
5	正副議長選挙の立候補制	5/21議運で時期尚早と確認される。
6	議案に対する議員の賛否公表	議員個人の議案に対する賛否をホームページ、議会だより等で公表していく。
7	閉会中に各常任委員会を定期的に開催	閉会月の第3木曜日を基本として定期的に常任委員会を開催する。 当日は10時～産業建設、13時～健康福祉、15時～総務教育常任委員会を開催する。
8	会派代表質問の質問席と手法	会派代表質問は質問席から行なう。 質問は大項目一問一答制とする。 25.2/25:会派代表質問は登壇席で行う。質問方法は9月までに検討する。
9	委員会出席説明者の制限	委員会への出席説明者を限定する。(事務的に実施)
10	附帯決議の意義と重み	附帯決議されていることについて、当局、議員が意識を持って対応すること。当局には議長から申し入れる。
11	「議会だより」の充実、読みやすい構成	継続的に議会だより編集委員会で協議する。
12	ホームページの充実と独自性の確立	4/24議運でホームページの充実、独自にすることが確認される。方法については、要検討。 11/27現時点では市のホームページ改造を見ながら、議会ホームページとして充実と独自性を図る方針。議会としては議会運営委員会で内容等を検討し、将来の広報委員会に繋げる。
13	議会活動報告と住民意見聴集を目的とした議会報告会の開催	7/30会派代表者会議:会派で議会報告会、住民意見聴集会を取り組むことが確認される。 25.1/28議会運営委員会:実施する方向で、今後方法等検討していくこととする。
14	議員間政策討論会の開催	常任委員会において討論(議案に対する討論を含め)する。委員外議員も参加できるものとする。
15	議員研修会の開催	常任委員会における行政視察の事前研修および議員間討論をする。 全議員を対象とした議員研修は年1回程度実施する。
16	政務調査費の検討	11/27会派代表者会議で政務活動費の使途とともに議会運営委員会で協議する。 25.2/21:使途基準等条例決定、但し新聞購読、海外視察費について検討する。 25.4/9:新聞購読費は現状どおり、海外視察は今後の条例改廃時に検討する。
17	議会モニター制度	ホームページの充実や議会だよりでモニターを補完する。
18	予算・決算常任委員会の設置	委員長采配で委員外議員も発言のできる機会も含め、常任委員会等での議論、討論等の定着をすることとし、現行の委員会とする。
19	ペーパーレス化	実施する 作業部会を設けて検討する。
20	小項目一問一答制の検討および会派代表質問、個人質問時間の検討	小項目一問一答制とする。質問時間、再問回数は現状のまま。 25年6月定例会から行う。
21	本会議・委員会における反問権の導入・付与	目的を明確にし、付与する。
22	傍聴規則の見直し(資料配布等)	傍聴退場者はその日は再入場をさせない。 議案の表題程度を資料配布することとし、他市の状況を調査する。
23	議場の活用と市民参加の充実	市民が議会に親しんでもらえるために、議場が何らかの形で使用される事は否かでない。使用は議会運営委員会で協議する。

24	市議会の活動に関するアンケート調査	市議会とその活動に対する市民の意識を把握し、議会改革に関する検討を進めるうえでの基礎資料とする。
25	パブリックコメントの実施	要綱等を整備し、市民の意見を聞く運営を行う。
26	通年議会	継続して検討する。
27	委員会会議録のインターネット公開	委員会会議録を全文筆記とし、インターネット等で公開する。
28	本会議・委員会における手話通訳者の配置	必要に応じ本会議、委員会の傍聴に手話通訳者を配置する。